

(参考) 消費税率引上げ分の活用について

【基本的な考え方】

- 消費税率引上げに伴う地方消費税増収相当分（令和 7 年度本市決算額 1,903,002 千円）については、その額を社会保障施策に要する経費に充当する。
- 具体的には、「社会福祉」「社会保険」及び「保健衛生」に関する施策に充当する。

(単位：千円)

事項及び事業名		事業費	左のうち、増収分 充当額
社会福祉	障がい者自立支援給付等事業費	3,225,001	223,893
	幼稚園子ども・子育て支援事業費	1,005,428	106,577
	私設保育施設助成事業費	6,660	696
	保育所子ども・子育て支援事業費	3,458,042	351,450
	生活保護法定扶助事業費	4,487,311	318,661
社会保険	国民健康保険事業特別会計繰出金	382,229	126,803
	介護保険事業特別会計繰出金	1,725,538	572,441
	後期高齢者医療保険事業特別会計繰出金	87,326	28,970
保健衛生	子どもの予防接種事業費	272,355	90,328
	がん検診事業費	114,167	36,666
	予防接種事業費	140,442	46,517
合計		14,904,499	1,903,002